

新潟市民病院使用料及び手数料収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、新潟市民病院使用料及び手数料の収納を、次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和4年12月1日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

収納事務を行う場所	新潟市中央区鐘木463番地7 新潟市民病院
委託期間	令和4年12月1日から令和7年11月30日まで
収納事務受託者	新潟市中央区東大通2丁目5番1号カープ新潟ビル10F 株式会社ソラスト 新潟支社